

## 経営所得安定対策事業に係る 交付対象水田の見直しについて

令和9年度以降、過去5年間（R4～R8年度）水張り（※1）、  
または連作障害回避の取組（※2）が一度も行われていない農地は、  
**水田活用の直接支払交付金の交付対象外（※3）**となります。

なお、この取扱は令和9年度以降も継続する可能性があり、前回の水張りから少なくとも5年以内に再度水張りをしない、または連作障害回避の取組をしないと交付対象水田から除外となる可能性があります。

引き続き水田活用の直接支払交付金の交付を希望される方は、裏面のとおり手続きが必要になります。

- 一度交付対象外になった水田は以降、水張りを実施しても交付対象水田には戻りません。
- この要件は、水田活用の直接支払交付金を受ける予定がある場合のみの変更事項となります。
- この方針は産地交付金等にも適用されます。
- この方針は以下の目的で実施します。
  - ① 転換作物が固定化している水田は、畑地化を促す。
  - ② 水田機能を有する農地で転換作物の生産を行う場合はブロックローテーション体系の再構築を促す。

※1 水張りとは水稻の作付けにより確認することを基本とします。  
ただし、以下に該当する場合は水張りを行ったとみなします。  
・湛水管理を1か月以上行う。

※2 連作障害を回避する取組とは、土壌改良資材・有機物（たい肥、もみ殻等を含む。）の施用、土壌に係る薬剤の散布、後作緑肥の作付け、病害虫抵抗性品種の作付け、その他地域農業再生協議会等が連作障害を回避する取組であると判断する取組をいう。

※3 ただし、以下に該当するものは、5年間に一度も水張りが行われない場合であっても交付対象水田から除外しません。

- ① 災害復旧に関連する事業が実施されている場合
- ② 基盤整備に関連する事業が実施されている場合

【水張り実施等に関する具体的な手続き方法は裏面参照】

## 水張り実施等に関する手続き方法①

### 〔対象者〕

水田活用の直接支払交付金の交付を希望し、**湛水管理を1か月以上行う方**

### 〔提出書類〕

水張り実施計画書兼確認書を提出

### 〔提出方法〕

「水稲生産実施計画及び営農計画書 兼 水稲共済加入申込書 兼 変更届出書」と一緒に、防府徳地地域農業再生協議会へ提出してください。

※提出後、水張り実施計画書兼確認書記載の実施期間中に、該当のほ場全面に水が張られているか、通常の水稲作付時の水位があるかなど現地確認を行います。

### 【湛水管理を行う上での注意点】

#### 1) 水深等の基準

- ・水稲作付けの場合と同等の湛水管理を行ってください。

#### 2) 水張りの期間

- ・水張り時期に具体的な時期の指定はありません。「水田活用の直接支払交付金」5年水張りルール実施計画書兼確認書で計画された期間に水張りを実施してください。
- ・天水による一時的な湛水ではなく、用水による湛水状態が持続される期間として1か月以上することとしています。

#### 3) 部分的な水張りについて

- ・交付対象水田の水田機能は、一筆ごとに確認します。そのため、ほ場全体ではなく部分的に湛水した場合は、「水張り」とは認められません。

## 水張り実施等に関する手続き方法②

### 〔対象者〕

水田活用の直接支払交付金の交付を希望し、**連作障害を回避する取組を実施する方**

### 〔提出書類〕

#### 1) JAへ出荷されている方：JAの栽培日誌 又は 防除日誌

※すでに協議会へ提出されている方は提出不要です。

#### 2) JAへ出荷されていない方：連作障害回避の取組実施確認書（別添）

### 〔提出方法〕

防府徳地地域農業再生協議会へ提出してください。